

(公印省略)

6宗介第224号  
令和6年6月3日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
各地域包括支援センター 管理者 様

宗像市長 伊豆 美沙子  
(介護保険課審査指導係)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて(一部見直し)

平素から当市の介護保険運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、当市では令和3年5月1日以降、令和3年4月12日付の3宗介第76号の通知にて取扱いをお願いしてきたところですが、この度、終末期における軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて、一部見直しを行います。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針の9号 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取にもあるとおり、終末期においては、サービス種類や利用回数の変更等を利用者の状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められており、さらに今までの提出書類からも必要性の判断の妥当性が伺えてきました。

以上のことから、終末期においては、市の例外給付の適否の判断を省略して、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

1. 「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付確認書」(別紙様式)の提出のみで軽度者福祉用具の使用を可能とします。  
※ただし、宗像市の「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」(以下、「本市取り扱い」と言う)の「2(2)事例類型 ii」に該当し、医師等から「終末期」(悪性腫瘍に限らない)と診断がある場合に限ります。
2. 「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付確認書」(別紙様式)の余白部分に、その旨を以下に示す記載例を参考に記載してください。  
(※記載例) 令和6年5月1日に主治医から終末期であることを聴取した。
3. この通知以降、1.※の場合は、要介護者の居宅サービス計画書(第1,2,3表)、サービス担当者会議の要点(第4表)及び、要支援者の介護予防サービス・支援計画書、サービス担当者会議の要点、評価表の提出は不要となります。また、1.※に該当しない場合においては、従来通りの提出書類及び、提出先にかわりはありません。

4. 1. ※に該当した場合であっても、福祉用具の必要性については、従来通り当市取扱い「4. 留意事項」に従い、検討した内容を記録に残してください。運営指導やケアプランチェック等で確認させていただく場合があります。
5. 1. ※に該当する場合の、提出先は要介護者、要支援者共に介護保険課とします。また、例外給付確認書のみのため FAX での提出も可能とします。(居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書等の添付が不要のため。)
6. 1. ※に該当した場合の、例外給付の適否に関する市からの回答は、ありません。

**【お問い合わせ先】**

宗像市介護保険課 審査指導係

TEL:0940-36-9557

FAX:0940-36-2410